

日小連コンプライアンス規程 処分内容

表1. 指導対象者、関係者等に対する身体への不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為（以下「暴力等」という）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が傷害を負わなかった	活動禁止3か月～6か月
被害者が全治1か月未満の傷害を負った	活動禁止6か月～12か月
暴力等により、 ①被害者が退部などバレーボール活動の中止に至った ②被害者が全治1か月以上の傷害を負った ③被害者が死亡するに至った ④重大な後遺障害が残る傷害を負った ⑤被害者が心身に重大な障害を負った ⑥刑事処分をされた	活動禁止12か月～無期限

表2. 指導対象者、関係者等に対する人格を否定するような発言・侮辱等、心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「暴言等」という）

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的な暴言等で、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動環境を悪化させるまでに至らなかった	注意 ※保護者の処分を含む
継続的あるいは悪質な暴言等で、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動環境を悪化させるまでに至らなかった	嚴重注意 ※保護者の処分を含む
暴言等の内容にかかわらず、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動に支障が生じた	活動禁止3か月～12か月
暴言等の内容にかかわらず ①被害者が退部などバレーボール活動の中止に至った ②被害者が死亡するに至った ③被害者及びその周囲の者が心身に重大な障害を負った ④刑事処分をされた	活動禁止12か月～無期限